

新型コロナウイルス感染症関連施策一覧 【 支援・協力金 】 P.1 ※最新の情報を実施機関のホームページ等でご確認下さい。

実施機関	小笠原村	東京都												
名 称	小笠原村緊急生活支援金	感染拡大防止協力金 ※申請受付期間 令和2年4月22日～同年6月15日												
補助概要	<p>新型コロナウイルス感染症対策の影響を受け経済的な理由により生活が困難な方に緊急生活支援金を給付する。</p> <p>1. 次の①と②に該当する方が申請できます。</p> <p>① 感染症対策の影響で生活に困窮している世帯の世帯主の方。</p> <p>② 令和2年4月1日と申請日の両日とも小笠原村に住民票がある方。</p> <p>※令和2年4月1日より後に小笠原村に転入をした方は、転入をした日より30日を経過しないと申請できません。</p> <p>2. 申請できない方</p> <p>① 生活保護費を受給している方。</p> <p>② 収入減が新型コロナウイルス感染症対策の影響でない方。</p> <p>③ 令和2年3月31日までに納期を迎えた村への税金、保険料、各種料金や使用料、手数料等の未納がある方。</p> <p>3. 申請回数</p> <p>令和2年4月分～9月分まで、世帯ごとに毎月1回申請できます。ただし国の制度「(仮称)特定定額給付金(10万円)」は収入として扱わせていただきますので、この支給を受けた月は対象としないことから、各世帯よりの申請は最大5カ月(5回まで)を想定しています。最終の申請期限は令和2年10月30日です。</p>	<p>新型コロナウイルス感染拡大防止のため、都の要請や協力依頼に応じて施設の使用停止や営業時間の短縮に全面的に協力いただける中小事業者に対し協力金を支給する。※対象施設一覧(東京都総務局HP)</p> <p><a href="https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/index.html">https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/index.html</a></p>												
支 援・助成金額	<p>表の基準額から各月の世帯全体の収入との差額を給付します。</p> <table border="1" data-bbox="808 1193 1214 1461"> <thead> <tr> <th>世帯人数</th> <th>月額収入基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単身世帯</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>2人世帯</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>3人世帯</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>4人世帯</td> <td>25万円</td> </tr> <tr> <td>5人以上世帯</td> <td>30万円</td> </tr> </tbody> </table>	世帯人数	月額収入基準額	単身世帯	10万円	2人世帯	15万円	3人世帯	20万円	4人世帯	25万円	5人以上世帯	30万円	50万円(2事業所以上で休業等に取り組む事業者は100万円)
世帯人数	月額収入基準額													
単身世帯	10万円													
2人世帯	15万円													
3人世帯	20万円													
4人世帯	25万円													
5人以上世帯	30万円													

	<p>【計算例1】          単身（1人）世帯で4月分の収入が8万円だったとします。  <math>100,000 \text{円} - 80,000 \text{円} = 20,000 \text{円}</math>が支援金給付額となります。</p> <p>【計算例2】          4人世帯で4月分の世帯全員の収入の合計が「162,400円」の場合、  <math>250,000 \text{円} - 162,400 \text{円} = 87,600 \text{円}</math>となり、千円未満切捨て → 支援金給付額は「87,000円」です。</p>	
<p><b>特記事項</b></p>	<p>5. 申請方法          所定の申請書及び各月ごとの支援額申告書に次の項目をご記入のうえ、収入額を示す書類を添付いただきます。</p> <p>①感染症の影響を受けて収入が減少した理由          ②世帯全員の月収</p> <p>※収入を証明する書類について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給与所得者（社員、アルバイト他）          給与（賞与）明細書、賃金明細書、お勤め先発行の証明書等</li> <li>・個人事業主の方          収入と支出を確認することが出来る金銭出納簿、その他帳簿類、出入金が確認できる預金通帳、領収書、伝票等</li> <li>・その他、報酬、配当、賃貸料、謝礼などの収入がある方はその金額を確認できる書類を全てご用意ください。</li> </ul> <p>業種、世帯構成など様々なパターンによってご用意いただく書類も違ってくると考えていますので、窓口または電話にてご相談ください。</p> <p>6. 申請する全ての方にご用意をお願いするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑・支援金を振り込む口座（世帯主名義に限ります）の通帳又はキャッシュカード</li> </ul> <p>7. 支援金の返還</p>	<p>1. 都内に主たる事業所又は従たる事業所を有し、かつ中小企業基本法に規定する中小企業及び個人事業主で、大企業が実質的に経営に参画していない方が対象です。</p> <p>2. 緊急事態措置を実施する前（令和2年4月10日以前）から、次のいずれかの対象施設に関して必要な許認可等を取得の上、運営している方が対象です。</p> <p>①「基本的に休止を要請する施設」に属し、休止を要請されている施設</p> <p>②「施設の種別によっては休業を要請する施設」に属し、休止を要請されている施設</p> <p>③「社会生活を維持するうえで必要な施設」の内、「食事提供施設」に属し、営業時間短縮の協力を要請されている施設</p> <p>3. 緊急事態措置の全ての期間（令和2年4月11日から令和2年5月6日まで）の内、少なくとも令和2年4月16日から令和2年5月6日までの全ての期間において、都の要請に応じ、休業等を行うことが必要です。</p>

	この支援金は給付金ですので基本的に返還いただくことはありません。ただし、偽り その他不正な手段等により給付を受けたことがわかった場合は支援金を返還いただき ます。	
問合せ先	総務課企画政策室 04998-2-3111 母島支所庶務係 04998-3-2111	(問い合わせ先) 東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金 相談センター 03-5388-0567 (申請書配布) 小笠原支庁産業課 04998-2-2122 同 母島出張所04998-3-2121
詳細 URL	<a href="https://www.vill.ogasawara.tokyo.jp/panel-top_urgentnotice/siennkinnitijikasitukekinn.html/19639/">https://www.vill.ogasawara.tokyo.jp/panel-top_urgentnotice/siennkinnitijikasitukekinn.html/19639/</a>	<a href="https://www.tokyo-kyugyo.com/">https://www.tokyo-kyugyo.com/</a>

新型コロナウイルス感染症関連施策一覧 【 給付金 】 P.2 ※最新の情報を実施機関のホームページ等でご確認下さい。

実施機関	東京都	東京都	(公財) 東京都中小企業振興公社
名 称	生活困窮者住宅確保給付金 (家賃) ※5/12更新	東京都理美容事業者の自主休業に係る給付金	業態転換支援事業
補助概要	新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況を踏まえ、休業等に伴う収入減少により、離職や廃業に至っていないがこうした状況と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている方に対し、一定期間家賃相当額を支給する。 【対象者】 離職・廃業後2年以内の者又は給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離	新型コロナウイルス感染症リスクを「いのちを守るSTAY HOME週刊」において、徹底的に低減するため、自主的に休業する理美容事業者に対し、給付金を支給する。 【対象者】 都内に事業所がある理容業や美容業を営む中小企業及び個人事業主 【受付期間】 令和2年5月7日から6月15日まで (予定)	～新たなサービスとして「テイクアウト」「宅配」「移動販売」を始める方への支援策～ 新型コロナウイルス感染症の流行に伴う都民の外出自粛要請等に伴い、大きく売上が落ち込んでいる都内中小飲食事業者が、新たなサービスにより売上を確保する取り組みに対し、経費の一部を助成します。

	<p>職や廃業と同程度の状況にある者で、申請者が世帯の主たる生計維持者であること。</p> <p><b>【支給期間】</b> 原則3ヵ月（求職活動等を誠実にしている場合は、3ヵ月延長可能。 ※最長9ヵ月まで。）</p>		<p><b>【助成金とは】</b></p> <p>「協力金」や「融資」とは異なり、今後の事業活動に向けた取組経費の一部から助成金額を確定し、取組完了後に後払いで交付するものです。</p> <p><b>【申請対象】</b></p> <p>東京都内で飲食業を営む中小企業者（個人事業主含む）</p>
<p><b>助成金額</b></p>	<p><b>【支給家賃額（上限）】</b></p> <p>単身世帯: 53,200円 2人世帯: 57,000円 3人世帯: 61,000円</p> <p>※申請者の収入額、家賃額により支給家賃額は異なります。</p>	<p><b>【給付額】</b></p> <p>15万円（2店舗以上有する事業者は30万円）</p>	<p>助成対象経費の4/5以内 限度額; 100万円</p>
<p><b>特記事項</b></p>	<p><b>【支給要件】</b></p> <p>○収入要件：世帯収入合計額が、市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12 + 家賃額（住宅扶助特別基準額が上限）を超えないこと</p> <p>(小笠原村の目安)単身世帯：131,200円、2人世帯：172,000円、3人世帯：201,000円</p> <p>○資産要件：世帯の預貯金の合計額が、以下を超えないこと（但し100万円を超えない額）(小笠原村の目安)単身世帯：</p>	<p><b>【対象要件】</b></p> <p>令和2年4月30日から5月6日までの間、自主的に休業を実施すること。</p>	<p><b>【主な助成対象経費】</b></p> <p>(1) 販売促進費（印刷物制作費、PR映像制作費、広告掲載費 等）</p> <p>(2) 車両費（宅配用バイクリース料、台車 等）</p> <p>(3) 器具備品費（WiFi導入費、タブレット端末、梱包・包装資材 等）</p> <p>(4) その他（宅配代行サービスに係る初期登録料、月額使用料、配送手数料 等）</p> <p>※「募集要項」で必ずご確認ください。</p>

	<p>468,000円、2人世帯：690,000円、3人世帯：840,000円</p> <p>○求職活動等要件：誠実かつ熱心に求職活動を行うこと</p> <p>※申請時のハローワークへの求職申込が不要になります（4月30日～）</p>		<p><b>【助成対象期間】</b></p> <p>交付決定から令和3年1月31日まで （ただし、着手日（契約・発注日）から最長3ヶ月間）</p> <p><b>※令和2年4月1日以降で交付決定前に着手した経費も契約・支払いの確認（契約書や発注書、領収書等）ができれば対象となります。</b></p> <p><b>■第1回申請受付</b> 令和2年4月23日～令和2年5月18日</p> <p><b>■交付決定</b> 令和2年6月1日</p> <p><b>■第2回申請受付</b> 令和2年5月19日～令和2年6月1日</p> <p><b>■交付決定</b> 令和2年6月15日</p> <p>※第3回目以降は下記ホームページで確認ください。</p>
<p>問合せ先</p> <p>詳細 URL</p>	<p>小笠原支庁総務課行政係</p> <p>04998-2-3230</p>	<p>東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター 03-5388-0567</p> <p>※下記専用ホームページが5月7日(木)から稼働予定</p> <p><a href="https://www.tokyo-kyugyo.com/ribiyo/index.html">https://www.tokyo-kyugyo.com/ribiyo/index.html</a></p>	<p>(公財) 東京都中小企業振興公社</p> <p>03-5822-7232</p> <p><a href="https://www.tokyo-kosha.or.jp/">https://www.tokyo-kosha.or.jp/</a></p>

新型コロナウイルス感染症関連施策一覧 【 助成・給付金 】 P.3 ※最新の情報を実施機関のホームページ等でご確認下さい。

実施機関	厚生労働省	経済産業省	総務省
名 称	雇用調整助成金（特例措置）※5/12更新	持続化給付金	特別定額給付金
補助概要	<p>経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。</p> <p>【特例の対象となる事業者】 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全事業主）</p>	<p>感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して事業の継続を下支えし、再起の糧となる事業全般に広く使える給付金を支給する。</p>	<p>「新型コロナウイルス感染症の緊急経済対策」に基づき、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行う。</p>
助成金額	<p>○助成内容・対象の大幅な拡充</p> <p>※令和2年4月1日から令和2年6月30日までの休業等に適用</p> <p>① 休業手当に対する助成率を引き上げ（中小企業 4/5）</p> <p>② 解雇等行わない場合、助成率の上乗せ（中小企業 9/10）</p> <p>③ 教育訓練を実施した場合の加算額の引き上げ（中小企業 2,400 円）</p> <p>④ 新規学卒者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者も助成対象</p>	<p>【法 人】200万円</p> <p>【個人事業主】100万円 ※昨年1年間の売上からの減少分(下記参照)が上限</p>	<p>10万円（給付対象者1人につき）</p>

⑤ **1年間に100日の支給限度日数とは別枠で**  
利用可能

⑥ **雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象**  
に

○ **受給要件の更なる緩和**

**雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象に**

※休業等の初日が令和2年1月24日以降のものに遡って適用

⑦ **生産指標の要件を緩和**（対象期間の初日が令和2年4月1日から令和2年6月30日までの間は、**5%減少**）

⑧ 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象

⑨ 雇用調整助成金の連続使用を不可とする要件（クーリング期間）を撤廃

⑩ 事業所設置後1年以上を必要とする要件を緩和

⑪ **休業規模の要件を緩和**

○ **活用しやすさ**

※休業等の初日が令和2年1月24日から令和2年7月23日までの場合に適用

⑫ 事後提出を可能とし提出期間を**令和2年6**

	<p>月 30 日まで延長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑬ 短時間一斉休業の要件を緩和</li> <li>⑭ 残業相殺制度を当面停止</li> <li>⑮ 申請書類の大幅な簡素化</li> </ul>		
<p>特記事項</p>	<p><b>更なる拡大について</b></p> <p>中小企業において、労働基準法上の基準（6行います）。</p> <p><b>【特例 0%）を超える高率の休業手当が支払われ、また、休業等要請を受けた場合にも労働者の雇用の維持と生活の安定が図られるよう、以下の拡充を措置の内容 1】</b></p> <p>※ 1 令和 2 年 4 月 8 日以降の期間を含む支給単位期間に遡って適用</p> <p>※ 2 対象労働者 1 人 1 日当たり 8,330 円が上限</p> <p><b>拡充 1. 中小企業が都道府県知事からの休業要請を受ける等、一定の要件を満たす場合は、休業手当全体の助成率を特例的に 100%とします。</b></p> <p>休業等要請を受けた中小企業が解雇等を行わず雇用を維持している場合であって、下記の要件を満たす場合には、休業手当全体の助成率を</p>	<p><b>【対象者】</b></p> <p>■新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している者</p> <p><b>【売上減少分の計算方法】</b></p> <p>前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上×12か月）</p> <p>■資本金10億円以上の大企業を除く、中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者を広く対象とします。また、医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人についても幅広く対象となります。</p>	<p><b>【給付対象者及び受給権者】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 給付対象者は、基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている者</li> <li>● 受給権者は、その者の属する世帯の世帯主</li> </ul>



特例的に 100%とします。

○新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づき都道府県知事が行う要請により、休業又は営業時間の短縮を求められた対象施設を運営する事業主であって、これに協力して休業等を行っていること

○以下のいずれかに該当する手当を支払っていること

1. 労働者の休業に対して 100%の休業手当を支払っていること

2. 上限額(8,330 円)以上の休業手当を支払っていること（支払率が 60%以上の場合に限る）

※教育訓練を行わせた場合も同様

拡充 2. 1 に該当しない場合であっても、中小企業が解雇等を行わず雇用を維持し、賃金の 60%を超えて休業手当を支給する場合、60%を超える部分に係る助成率を特例的に 100%にします。

【特例措置の内容 2】

※休業等の初日が令和 2 年 1 月 24 日から令和 2 年 7 月 23 日までの場合に適用

	<p><b>生産指標の要件を緩和し、比較対象となる月の幅を広げました。</b></p> <p>従来の雇用調整助成金の特例措置においては、最近1ヶ月間の生産指標と前年同月の生産指標とを比較することとし、事業所を設置して1年未満に満たない事業所については、令和元年12月と比較できることとしていました。</p> <p><b>今般、これを緩和し、前年同月と比較できない事業所については、</b></p> <p><b>①前々年同月</b></p> <p><b>②前年同月から計画届けを提出する前々月の12ヶ月のうち、適切な1ヶ月</b></p> <p><b>いずれかと比較して、5%減少していることが確認できれば、雇用調整助成金の特例が利用可能となります。</b></p>		
<p><b>問合せ先</b></p> <p><b>詳細 URL</b></p>	<p>申請窓口：東京労働局助成金事務センター 03-5337-7418</p> <p>調整窓口：小笠原総合事務所 労働担当 04998-2-2102 ※メールにて取次ぎを行う。</p> <p><a href="https://www.mhlw.go.jp/index.html">https://www.mhlw.go.jp/index.html</a></p>	<p>相談窓口：中小企業 金融・給付金相談窓口 0570-783183</p> <p><a href="https://www.meti.go.jp/">https://www.meti.go.jp/</a></p>	<p>問合せ/申請窓口： 小笠原村村民課住民係 04998-2-3113 同 母島支所庶務係 04998-3-2111</p> <p><a href="https://www.vill.ogawara.tokyo.jp/panel-top_urgentnotice/tokubetukyuuuhukinn.html/19651/">https://www.vill.ogawara.tokyo.jp/panel-top_urgentnotice/tokubetukyuuuhukinn.html/19651/</a></p>